

議案第43号

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「保健師等」という。）のうち1人を保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>3～9 略</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1193 1160 1337 1955"> <tr> <td>項目</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	項目	基準	略		<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3～9 略</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1193 293 1337 1088"> <tr> <td>項目</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	項目	基準	略	
項目	基準								
略									
項目	基準								
略									

サービス の提供	1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u>
略	6 略

別表第2（第8条関係）

項目	基準
略	
サービス の提供	1～4 略 5 <u>児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練</u>

サービス の提供	1～4 略
略	5 略

別表第2（第8条関係）

項目	基準
略	
サービス の提供	1～4 略

<p>その他施設における安全に関する事項について <u>の計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>6 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>9 略</u></p>	<p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p>
略	略

別表第3（第9条関係）

別表第3（第9条関係）

項目	基準	項目	基準
略		略	
サービス の提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に見直しを行うこと。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p>8 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	

略

別表第4 (第10条関係)

項目	基準
略	
サービスの提供	1～3 略

略

別表第4 (第10条関係)

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができ、方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれがないと認</u></p>

められるものを除く。)を日常的に運行するとき は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の 見落としを防止する装置(以下「ブザー等」と いう。)を備え、児童の降車の際にはこれを用い て児童の所在の確認を行うこと。	
<u>6</u> 略	
<u>7</u> 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、 職員に対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施す るよう努めること。なお、業務継続計画は定期 的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよ う努めること。	
<u>8</u> 略	
<u>9</u> 略	
<u>10</u> 略	
<u>11</u> 略	
略	

別表第5(第11条関係)

項目	基準
略	

<u>4</u> 略	
<u>5</u> 略	
<u>6</u> 略	
<u>7</u> 略	
<u>8</u> 略	
略	

別表第5(第11条関係)

項目	基準
略	

<p>サービス の提供</p>	<p>別表第1 サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
<p>サービス の提供</p>	<p>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 (1) 児童の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項 2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができ、方法により、児童の所在を確認すること。</p>

6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。

8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。

略

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	1～3 略 4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずる

略

略

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	1～3 略

こと。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

5 児童の施設外での活動、取組等のための移動
その他の児童の移動のために自動車を運行する
ときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その
他の児童の所在を確実に把握することができる
方法により、児童の所在を確認すること。

6 略

7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に
従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、
職員に対し、業務継続計画について周知すると
ともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期
的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよ
う努めること。

8 略

略

4 略

5 略

略

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準	項目	基準
略 サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に見直しを行うこと。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に見直しを行うこと。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p>	サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p>

8 略
略

2 略

別表第 8 (第 14 条関係)

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1 <u>次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>(1) <u>児童の援助に関する事項</u></p> <p>(2) <u>その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p>2 <u>感染症その他の規程で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表する</u></p>

6 略
略

2 略

別表第 8 (第 14 条関係)

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>別表第 7 の 1 の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

よう努めること。

4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を行うときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。

6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、

<p>定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>8 <u>設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p>	略
---	---

2 医療型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1 <u>次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>(1) <u>児童の援助に関する事項</u></p>

	略
--	---

2 医療型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

- (2) その他施設の管理についての重要事項
- 2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
- 3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
- 4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。
- 5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行すると

<p>きは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</p> <p>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>	
略	略

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 児童発達支援</p> <p>区分 基準</p> <p>サービス の提供</p> <p>1～4 略</p> <p>5 児童発達支援センターの管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に關しその利用者の福祉のため<u>に必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 児童発達支援</p> <p>区分 基準</p> <p>サービス の提供</p> <p>1～4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検、従業員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に關する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所にお</u></p>

ける安全に関する事項についての計画（以下この表において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

9. 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。

10 略

11 略

9 略

10 略

12 略	
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等に</u></p>

11 略	
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>

<p>ついて周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>8</u> 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>	略
---	---

3 放課後等デイサービス

区分	基準
略	
サービスの提供	<p><u>1</u> ～ <u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと</p>

<p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>	略
--	---

3 放課後等デイサービス

区分	基準
略	
サービスの提供	<p><u>1</u> ～ <u>7</u> 略</p>

に、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

9 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができるとして、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の様態を勘案して利用者の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。

10 略
11 略
12 略

略

8 略
9 略
10 略

略

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービス の提供	<p>1～7 略</p> <p>8 <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 略</p>
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービス の提供	<p>1～7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p>7 <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>8 <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができする方法により、利用者の所在を確認すること。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービス の提供	<p>1～7 略</p> <p>8 <u>入所者の安全を図るため、施設の設備の安全点検、従業員、入所者等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この表において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p>10 略</p>

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービス の提供	<p>1～7 略</p> <p>8 略</p>

	<u>11</u> 略 <u>12</u> 略
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービス の提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7</u> <u>安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8</u> <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略</p>

	<u>9</u> 略 <u>10</u> 略
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービス の提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略</p>

略	略
---	---

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1 職員配置の項第3号及び別表第2 職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1 職員配置の項第3号及び別表第2 職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」と</p>

という。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

第6条の2 別表第1職員配置の項第5号の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

2 別表第2職員配置の項第3号の規定により認定こども園に置かなければならない配置義務職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満

いう。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって配置義務職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 前項の場合において、当該保健師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。

第7条 前3条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者又は保健師等(以下この条及び次条において「同等職員等」という。)をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1 (第3条関係)

項目	要件
略	
サービスの提供	1～11 略 12 子どもの通園、園外における学習のための移

第7条 前2条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者(以下この条及び次条において「同等職員等」という。)をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1 (第3条関係)

項目	要件
略	
サービスの提供	1～11 略

<p>動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、<u>子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができ</u>る方法により、<u>子どもの所在を確認すること</u>。また、<u>通園を目的とした自動車（利用の態様を勘案して子どもの見落としのおおそれがないと認められるものを除く。）を運行するとき</u>は、<u>当該自動車にブザーその他の車内の子ども</u>の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、<u>子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと</u>。</p>	<p>13 略 14 略 15 略</p>
略	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
サービス の提供	<p>1～7 略</p> <p>8 <u>子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点</u></p>

	<p>12 略 13 略 14 略</p>
略	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
サービス の提供	<p>1～7 略</p>

呼その他の子どもの所在を確実に把握することができ、方法により、子どもの所在を確認すること。また、通園を目的とした自動車（利用の態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときには、当該自動車にブザー等を備え、子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと。

9 略

10 感染症又は非常災害の発生時において、子どもに対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。

11 略

12 略

略

8 略

9 略

10 略

略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第2サービスの提供の項第5号、別表第3サービスの提供の項第4号、別表第5サービスの提供の項第4号、別表第6サービスの提供の項第4号、別表第7の1の表サービスの提供の項第4号並びに別表第8の1の表サービスの提供の項第4号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、保育所又は児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等（新条例別表第4サービスの提供の項第5号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号並びに新条例別表第8の1の表サービスの提供の項第5号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第5号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該保育所又は児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第1の1の表サービスの提供の項第8号、別表第1の2の表サービスの提供の項第7号、別表第1の3の表サービスの提供の項第8号、別表第1の4の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第8号及び別表第2の2の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等（新条例別表第1の1の表サービスの提供の項第9号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号、新条例別表第1の2の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の3の表サービスの提供の項第9号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わなければならない。

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、認定こども園において子ども移動のために自動車を運行する場合であって、当該自動車にブザー等（第3条の規定による改正後の鳥取県認定こども園に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表第1のサービスの

提供の項第12号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えることにつき困難な事情があるときは、同号及び新条例別表第2のサービスの提供の項第8号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該認定子ども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子ども所在の確認を行わなければならない。